

令和7年5月2日

## 介護サービス事業者に対する行政処分について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、令和7年5月2日付で下記のとおり処分を決定しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 法人名

法人名 たきかわ介護福祉サービス株式会社  
所在地 滝川市西町2丁目3番47号  
代表者 代表取締役 志村 龍寛（しむら りゅうかん）

#### 2 事業所名

事業所名 グループホーム ともだちの家  
所在地 法人所在地に同じ

#### 3 事業の種類

認知症対応型共同生活介護  
介護予防認知症対応型共同生活介護

#### 4 行政処分の内容

##### （1）行政処分の内容

命令

##### （2）行政処分に対する改善期間

令和7年5月2日から同年5月14日

#### 5 行政処分の理由

（1）人員基準を満たしていない（法第78条の4第1項及び第115条の14第1項並びに滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例第111条及び第249条）

令和7年2月13日付滝介護第482-3号により、適正な介護サービスの提供を行うために、一定数以上の人員の確保が不可欠であることから、根拠法令等に定める従業員の員数等を満たすよう勧告したものの、期限までに改善が確認されなかったことから、改善を命じるもの。

（2）従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録の不備（介護保険法第78条の4第2項及び第115

条の 14 第 2 項並びに滝川市指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例第 128 条及び第 261 条第 1 項)

令和 7 年 2 月 13 日付滝介護第 482-3 号により、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録について整備するよう勧告したものの、期限までに改善が確認されなかったことから、改善を命じるもの。